

医療法人フジタ

看護小規模多機能型居宅介護施設「まきば」

利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則	2
第1条 (契約の目的)	2
第2条 (契約期間)	2
第3条 (居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)	2
第4条 (介護保険給付対象サービス)	3
第二章 サービスの利用と料金の支払い	3
第5条 (サービス利用料金の支払い)	3
第6条 (利用の中止、変更、追加)	3
第7条 (利用料金の変更)	4
第三章 事業者の義務	4
第8条 (事業者及びサービス従事者の義務)	4
第9条 (守秘義務)	4
第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)	5
第10条 (損害賠償責任)	5
第11条 (損害賠償がなされない場合)	5
第12条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	5
第五章 契約の終了	5
第13条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)	5
第14条 (契約者からの中途解約)	6
第15条 (契約者からの契約解除)	6
第16条 (事業者からの契約解除)	6
第17条 (精算)	7
第六章 その他	7
第18条 (苦情処理)	7
第19条 (身体拘束の廃止)	7
第20条 (協議事項)	7

要介護者（以下「契約者」という）と「まきば」（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される看護小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条 （契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、「重要事項説明書」及び「利用料金表」に定めるとおりとします。

第2条 （契約期間）

本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 （居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者の管理者（以下、「管理者」という）は、事業者の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して看護介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、利用料金表に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割または3割相当）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。
 - 一 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費
 - 二 食事の提供に要する費用
 - 三 おむつ代
 - 四 宿泊にかかる費用
 - 五 看護小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用。
- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに支払うものとします。

第6条 (利用の中止、変更、追加)

- 1 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の

前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条 (利用料金の変更)

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務

第8条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、1年に1回以上自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行い、運営推進会議において自己評価の結果について第三者の観点から評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連帯及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条 (守秘義務等)

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する

る心身等の情報を提供できるものとします。

- 3 前2項に関わらず、契約者に係わる他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責任に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・風水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従

い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
 - 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 三 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 四 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条 (契約者からの中途解除)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 第7条第3項により本契約を解除する場合
 - 二 契約者が連続して2か月間を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - 三 契約者が他の施設に入所した場合
 - 四 要介護認定において非該当（自立）または要支援と認定された場合

第15条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者または従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者またはその家族等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第16条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者またはその家族等が、故意または重大な過失により事業者、事業者の使用する従業者または他の利用者に対して、生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ

た場合

四 医療的要素が高く、対応が不可能と医師が判断した場合

第17条 (清算)

第13条第1項第二号から第四号により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月10日までに清算するものとします。

第六章 その他

第18条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第19条 (身体拘束の廃止)

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合利用者または家族に同意を得ます。またその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をカルテに記載します。

第20条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

医療法人フジタ

看護小規模多機能型居宅介護施設「まきば」

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

< 目 次 >

1. 事業者	9
2. 事業所の概要	9
3. 事業実施地域及び営業時間	10
4. 職員の配置状況	10
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	10
6. 苦情の受付について	13
7. 運営推進会議の設置	13
8. 協力医療機関、バックアップ施設	13
9. 非常火災時の対応	14
10. サービス利用にあたっての留意事項	14
11. 身体拘束の廃止	14
12. 個人情報の管理	15
13. 虐待に関する事項	15

1. 事業者

- (1) 事業者名 医療法人フジタ
- (2) 事業者所在地 愛知県名古屋市長区鳴海町字尾崎山43-640
- (3) 電話番号 052-623-4005
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 哲朗
- (5) 設立年月日 平成 13 年 3 月 2 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
令和7年2月1日 指定 豊田市 第2393000951号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 看護小規模多機能型居宅介護施設「まきば」
- (4) 事業所の所在地 愛知県豊田市高町東山4番地621
- (5) 電話番号 0565-85-0194
- (6) 事業所長（管理者）氏名 畑村 絵理子
- (7) 当事業所の運営方針
利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、家庭的な環境と地域住民との交流を図りながら必要な日常生活上の援助を行います。
利用者の孤立感の解消および身体機能の維持に努め、利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。
- (8) 開設年月 令和7年 2月 1日
- (9) 登録定員 29人
(通いサービス定員18人、宿泊サービス定員 9人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。
泊りサービスの際利用される居室は個室です。

設備の種類	宿泊室数
個室	9 室
居間 食堂 台所 浴室	
防火設備 自動火災報知器 避難誘導灯 消火器 ガス漏れ探知機 スプリンクラー	

※ 上記は、厚生労働省令等関係法令が定める基準により、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

豊田市 全域

※ 上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 通常の営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	9：00～17：00
訪問サービス	随時
宿泊サービス	17：00～9：00

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1人	人	1人	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
2. 介護支援専門員	1人	人	1人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	4人	2人	5.6人	日常生活の介護
4. 看護職員	3人	1人	3.4人	健康チェック等の医務業務

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付対象となるサービス)
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

介護保険給付の対象となるサービス

具体的なサービスの内容は、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

「サービスの概要」

“通いサービス”

事業所のサービス拠点において、昼食や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓

練を提供します。

“訪問サービス”

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

“宿泊サービス”

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

事業所の介護支援専門員（計画作成担当者を含む。）が登録者への事業の提供に支障がないと認めた場合で、かつ、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急性を認めた場合に、利用者の状態や家族等の事情により7日以内で事業の提供を行う。なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内で事業の提供を行う。（短期利用のある場合は記載が必要）

「サービス利用料金」

(1)介護保険適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割～3割がご契約者の負担額となります。ご契約者の負担額については別紙「利用料金表」に記載してあります。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

(A) 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金

朝食 310円 昼食 620円 おやつ代 100円 夕食 520円

★食事代のキャンセルについて

当日の利用のキャンセルは、食事代のみ半額分をいただきます。

(B) 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金 一泊 2,750円

(C) 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費および交通費

料金	片道 5km 未満	無料
	5km ～10km 未満	500円
	10km 以上	1,000円

(D) おむつ代・洗濯代・レクリエーション材料等

実費

- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な料金に変更することがあります。

「利用料金のお支払い方法」

前記 (1) (2) の料金・費用は一ヶ月ごとに計算された請求書金額を次のいずれかにより、お支払いください。

支払い方法

(a) 事業所での現金支払（翌月 25 日までに）

(b) 銀行振込（翌月 25 日までに）

「銀行振込の場合」

銀行 愛知銀行 本店営業部（銀行番号 0542 支店番号 201）

口座 普通預金 2101981

名義 医療法人フジタ

(c) 銀行口座自動引落（事前に口座振替依頼書を記入、提出）

所定の用紙に記入いただきますと、毎月 20 日（金融機関が休日の場合、翌営業日）に口座引落となります。

利用の中止、変更、追加

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービス利用の実施日の前日までに申し出てください。

介護保険の対象となるサービスの利用料金は一ヶ月の包括費用（定額）で、利用の中止変更、追加での利用料の変更はありません。

ただし、介護保険対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をなされた場合、当日利用予定サービスの自己負担相当額をいただく場合があります。

サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動の参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。

計画の内容及び評価結果などは書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

受付窓口（担当者）

管理者 畑村 絵理子

受付時間 毎週 月曜～金曜日（9：00～17：30）

TEL 0565-85-0194

FAX 0565-85-0196

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・豊田市 高齢福祉課

受付時間 月曜～金曜日（8：30～17：15）

祝日、年末年始を除く

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番 豊田市役所東庁舎1階

TEL 0565-34-6984

FAX 0565-34-6793

・愛知県 国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係

受付時間 毎週 月曜～金曜日（9：00～17：00）

〒461-8532 愛知県名古屋市東区泉1丁目6番5号

TEL 052-971-4165

FAX 052-962-8870

7. 運営推進会議の設置

看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供状況については、定期的に報告するとともに、その内容などについての評価、要望、助言を受けるため、また1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として施設自ら実施するサービスについての評価・点検（自己評価）の結果について、第三者の観点からサービスの評価を行うため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成 利用者 利用者の家族 地域住民の代表 地域包括支援センター

職員 看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者など

開催 概ね2ヶ月ごとに開催予定

記録 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等の記録を作成保存します。

8. 協力医療機関など

各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状等の急変に備えて以下の医療機関等を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

足助病院

診療科目 内科
住所 愛知県豊田市岩神町仲田20
TEL 0565-62-1211

やまだ歯科

住所 愛知県豊田市井上町11丁目8番17号
TEL 0565-45-5541

医療法人フジタ 介護老人保健施設フジオカ

住所 愛知県豊田市御作町振ヶ洞1157-1
TEL 0565-76-7801

医療法人フジタ 介護老人保健施設フジタ

住所 愛知県名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43-640
TEL 052-623-3914

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応します。

また、ご契約者も参加した避難訓練を年2回行います。

＜消防用設備＞

自動火災報知機 避難誘導灯 消火器 ガス漏れ探知機 スプリンクラー

＜地震、風水害発生時の対応＞

事業所が作成する防災計画より対応します。

10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証および負担割合証を提示してください。

事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

他の利用者の迷惑になる行為等をご遠慮ください。

所持金品は、自己の責任で管理してください。

事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動をご遠慮ください。

11. 身体拘束の廃止

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、利用者または家族に同意を得る。またその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をカルテに記載する。

12. 個人情報の管理(秘密保持)について

業務上知り得たご契約者やご家族の個人情報は、ご契約者・ご家族の同意なく、また正当な理由なく、第三者に漏らすことは致しません。他のサービス提供事業所への情報提供など正当な理由がある場合でも、あらかじめご契約者やご家族より書面による同意をいただきます。

13. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを豊田市に通報します。

令和 年 月 日

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通保有するものとします。

私は、以上の契約および重要事項の説明を受け、内容を理解しました。私はこの契約に定めるところに従い介護サービスを利用することを申し込みます。

(ご契約者)

住所：

氏名： 印

(署名代行者)

住所：

氏名： 印 契約者との続柄

(身元引受人)

住所：

氏名： 印 契約者との続柄

【請求明細書および領収書の送付先】

〒

住所

氏名 続柄

所在地 愛知県豊田市高町東山 4-621

事業者名 医療法人フジタ 看護小規模多機能型居宅介護施設「まきば」

代表者名 鈴木 哲朗 印